特定個人情報保護評価の一定期間経過後の評価の再実施について

1 再実施の概要

- 国の個人情報保護委員会の規則及び指針により、地方公共団体は特定個人情報保護評価(以下「評価」という。)を実施してから5年を経過する前に、評価を再 実施するよう努めるものとされている。
- これを受けて本県では、神奈川県特定個人情報保護評価実施要綱(以下「要綱」という。)を定め、その中で5年毎に評価を再実施することとした。(要綱第12条)

2 再実施の手続き

○ 再実施に当たっての手続きは次表のとおりである。(要綱第12条)

事務の	30 万人		10	万人以	人上	1万人以	上	=	千人以上
対象人数	以上		30	万人未	き満	10 万人未	満	1万人未満	
個人番号の		500	人 500) 人	500 人	500	人	
取扱者数		以	上		満	以上	未	満	
過去1年の 重大事故				有	無		有	無	
作成する 評価書	全項目	評価書	(※1)	1	重点写	頁目評価書(基礎項目評価書		
県民意見の 聴取		必須				な変更 (※ 2) 合のみ必須	_		
	重要な変更	場合							
審議会		諮問			報告報告報告				
田 俄云	重要な変更	(<u>*</u> 2)	がない	場合		平区 口		報音	

- (※1) 基礎項目評価書については共通して作成する。
- (※2) 特定個人情報保護評価指針(個人情報保護委員会作成)第6 2(2)に規定

3 各年度の実施状況について

○ 昨年度の実施状況については、評価書番号 25、26、27、28 の 4 つの事務において、新たに特定個人情報を取り扱うことに伴う評価を実施した。

また、評価書番号 16、21、22、教 1、教 2、教 3、教 4 0 7 つの評価書について、前回の評価から一定期間を経過したことに伴う評価の再実施を行うとともに、評価書番号 1 (全項目評価書)の住民基本台帳ネットワークシステムに関する事務において、「重要な変更」に該当する変更が生じたことに伴う評価の再実施を行った。(資料 3-1 参照)

○ 今年度は、令和6年4月30日時点(要綱で定める日)で、直近の評価書公表の 日から4年が経過する、別紙に記載の10事務が対象となる。

4 今年度の再実施の結果について

- 別紙に記載の 10 事務について、対象人数の変更はなく、作成すべき評価書は従前と同種であった。
- なお、特定個人情報保護評価指針の3年ごとの再検討により、特定個人情報保護評価に関する規則及び特定個人情報保護評価指針が改正された(令和6年4月1日施行、 基礎項目評価書の改正規定については令和6年10月1日施行)。

そのうち基礎項目評価書におけるリスク対策について、マイナンバー制度全体のリスク対策の底上げを促すとともに、人為的ミスに関する対策を強化するため、以下のとおり様式が改正された。

それにより、リスク対策における措置の実施状況を評価した結果 (特に力を入れている、十分である、課題が残されている) について、改めて検討し直すとともに、 改正後の様式にて評価書の作成を行った。

<改正箇所(リスク対策について)>

- ・ 記載項目の追加について
- 「8. 人手を介在させる作業」及び「11. 最も優先度が高いと考えられる対策」を追加し、選択肢形式で措置の実施状況を評価した結果を記載することとされた。 併せて、当該評価を選択した根拠について、自由記述形式により記載することとされた。
- ・ リスク対策の主な措置状況の実施状況の評価について 主な措置の実施状況の評価について、「1)特に力を入れている」、「2)十分で ある」を選択できる具体的な水準が提示された。

「1)特に力を入れている」 を選択できる水準	「十分である」を選択できる水準を満たした上で、 さらに、評価実施機関独自の取組を実施している場
「2)十分である」	典型的なリスク対策(例)を実施することなどによ
を選択できる水準	り、事務・サービス又はシステムの特性を考慮した
	リスク対策を講じている場合

特定個人情報保護評価に関する規則(抜粋)

(重要な変更)

第 11 条 法第 28 条第 1 項及び第 2 項の個人情報保護委員会規則で定める重要な変更は、本人として特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲の変更その他特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響が大きい変更として<u>指針で定め</u>るものとする。

特定個人情報保護評価指針 (抜粋)

- 第6 特定個人情報保護評価の実施時期
 - 2 新規保有時以外
 - (2) 重要な変更

特定個人情報ファイルに対する 重要な変更 (規則第11条に規定する特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響が大きい変更として指針で定めるもの) とは、重点項目評価書又は全項目評価書の記載項目のうちこの指針の別表に定めるものについての変更とする。ただし、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更又は当該リスクを明らかに軽減させる変更は、重要な変更には当たらないものとする。

この指針の別表に定めるとおり、重大事故の発生それ自体が直ちに重要な変更 に当たるものではないが、特定個人情報に関する重大事故の発生に伴い評価実施 機関がリスク対策等を見直すことが想定され、この場合は、重要な変更に該当す る。

評価実施機関は、保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとするときは、当該変更を加える前に、特定個人情報保護評価を再実施するものとする。ただし、災害が発生したときの対応等、特定個人情報保護評価を実施せずに特定個人情報ファイルの取扱いを変更せざるを得ない場合は、特定個人情報ファイルの取扱いの変更後可及的速やかに特定個人情報保護評価を再実施するものとする。

ア システムの開発を伴う場合の実施時期

上記1(1)に準ずるものとする。

イ システムの開発を伴わない又はその他の電子ファイルを保有する場合の実施 時期

事務処理の変更の検討段階で特定個人情報保護評価を実施するものとする。

別表(第6の2(2)関係)

衣 (男りの2 (2) 関係							
特定個人情報保護評 価書の名称	要な変更の対象である記載項目						
1 重点項目評価書	 1 - 個人番号の利用						
工工业、八百万届日	2 情報提供ネットワークシステムによる情報連携						
	3 特定個人情報ファイルの種類						
	4 特定個人情報ファイルの対象となる本人の範囲						
	5 特定個人情報ファイルに記録される主な項目						
	6 特定個人情報の入手元						
	7 特定個人情報の使用目的						
	8 特定個人情報ファイルの取扱いの委託の有無						
	9 特定個人情報ファイルの取扱いの再委託の有無						
	 10 特定個人情報の保管場所						
	11 リスク対策(重大事故の発生を除く。)						
2 全項目評価書	1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内容						
	2 個人番号の利用						
	3 情報提供ネットワークシステムによる情報連携						
	4 特定個人情報ファイルの種類						
	5 特定個人情報ファイルの対象となる本人の範囲						
	6 特定個人情報ファイルに記録される主な項目						
	7 特定個人情報の入手元						
	8 特定個人情報の使用目的						
	9 特定個人情報の使用部署						
	10 特定個人情報の使用方法						
	11 特定個人情報の突合						
	12 特定個人情報の統計分析						
	13 特定個人情報の使用による個人の権利利益に影響を与						
	え得る決定						
	14 特定個人情報ファイルの取扱いの委託の有無						
	15 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの対象となる						
	本人の範囲						
	16 特定個人情報ファイルの取扱いの再委託の有無						
	17 特定個人情報の保管場所						
	18 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリス						
	ク対策(重大事故の発生を除く。)						
	19 その他のリスク対策						

神奈川県 特定個人情報保護評価 実施要綱 (抜粋)

(5年毎の再評価)

- 第12条 番号利用所属の長は、5年毎に特定個人情報保護評価を改めて実施するものとする。
- 2 前項に規定する再評価を実施するため、番号利用所属の長は直近の評価書公表の日から4年を経過した後の最初の4月30日までに情報公開広聴課長へ基礎項目評価書を提出するものとする。
- 3 第1項の規定に基づき新たに作成する評価書が従前の評価書と**同種であり、かつ、従前の評**価書と比較して**指針第6 2(2)に規定する「重要な変更」に相当する相違点がない場合には、**重点項目評価の再実施に当たっては第6条の規定を適用しないこととし、当該評価書については情報公開広聴課長が**審議会に報告を行うものとする**。
 - また、全項目評価の再実施に当たっては、番号利用所属の長は県民意見聴取後 の評価書について審議会に報告し、同審議会の意見を聴くものとする。
- 4 第1項の規定に基づき<u>新たに作成する評価書が前項の規定に該当しない場合</u> には、本要綱に定める原則どおりに手続を実施するものとする。
- ※ 第12条第4項の「本要綱に定める原則」のうち、審議会に係るもの (第三者点検等)
- 第7条 全項目評価書(様式4)を作成する番号利用所属の長は、前条第3項に規定する評価書の案について、神奈川県情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)に諮問し、同審議会の意見を聴くものとする。
- 2 重点項目評価書(様式3)を作成する番号利用所属の長は、前条第3項に規定する 評価書の案について審議会に報告し、同審議会の意見を聴くものとする。
- 3 <u>情報公開広聴課長は、基礎項目評価書</u>(様式2)について**審議会に報告するものと** する。

資料3-2(別紙)

令和6年度 特定個人情報保護評価 再実施対象事務

【知事】

L끼쿡	【知事】				基礎項目評価				重点項目/全項目評価			
評価書番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報連携	前回	次回実施予定日	しきい値	前回	場合/主場合計画 構考 次回実施予定日		担当部署	今回の再実施における変更箇所
3	番号利用法	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録、日常生活上の 援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、児童養護施設等へ の入所措置等に係る負担能力の認定並びに児童養護施設等への 入所措置等に係る費用の徴収に関する事務	かながわ児童相談所情報ネットワークシ ステム	0	美施日	火山火ル 1 大口	基礎	実施日	XIIXII I ZI		子ども家庭課	・事務の概要の一部変更 ・個人番号の利用及び情報提供ネットワークシステムによる情報連携に係る法令上の根拠の変更 ・対象人数及び取扱従事者数の時点(年月日)の変更 ・リスク対策のうち、情報提供ネットワークシステムとの接続について修正 ・リスク対策のうち、人手を介在させる作業及び最も優先度が高いと考えられる対策について追記
4		児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給認定及び認定 変更に関する事務	小児慢性特定疾病医療費支給認定等支 援システム	0	R1.11.12		基礎				子ども家庭課	・個人番号の利用及び情報提供ネットワークシステムによる情報連携に係る法令上の根拠の変更・対象人数及び取扱従事者数の時点(年月日)の変更・リスク対策のうち、人手を介在させる作業及び最も優先度が高いと考えられる対策について追記・その他軽微な時点変更
5	番号利用法 別表8の項	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、 特定入所障害児食費等給付費、障害児入所医療費の支給、障害 児入所措置に係る負担能力の認定又は費用徴収に関する事務	かながわ児童相談所情報ネットワークシ ステム、伝送通信ソフト	0	R1.11.12		基礎				障害サービス課	・個人番号の利用及び情報提供ネットワークシステムによる情報連携に係る法令上の根拠の変更・対象人数及び取扱従事者数の時点(年月日)の変更・リスク対策のうち、人手を介在させる作業及び最も優先度が高いと考えられる対策について追記
6	番号利用法 別表20の項	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務	身体障害者手帳交付システム	0	R1.11.12		基礎				総合療育相談センター	・個人番号の利用及び情報提供ネットワークシステムによる情報連携に係る法令上の根拠の変更・対象人数及び取扱従事者数の時点(年月日)の変更・リスク対策のうち、人手を介在させる作業及び最も優先度が高いと考えられる対策について追記
7	番号利用法 別表22の項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院に係 る費用の徴収に関する事務	診察台帳・措置台帳入出カシステム	0	R1.11.12		基礎				精神保健福祉センター	・個人番号の利用及び情報提供ネットワークシステムによる情報連携に係る法令上の根拠の変更・対象人数及び取扱従事者数の時点(年月日)の変更・リスク対策のうち、人手を介在させる作業及び最も優先度が高いと考えられる対策について追記
8	番号利用法 別表22の項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保 健福祉手帳の交付に関する事務	通院医療費公費負担制度電算システム	0	R1.11.12		基礎				精神保健福祉センター	・個人番号の利用及び情報提供ネットワークシステムによる情報連携に係る法令上の根拠の変更・対象人数及び取扱従事者数の時点(年月日)の変更・リスク対策のうち、人手を介在させる作業及び最も優先度が高いと考えられる対策について追記
9	番号利用法 別表23の項	生活保護法による保護に関する事務	生活保護システム 統合専用端末 医療 保険者等向け中間サーバー等	0	R1.11.12		基礎				生活援護課	・事務の概要の一部変更 ・個人番号の利用及び情報提供ネットワークシステムによる情報連携に係る法令上の根拠の変更・対象人数及び取扱従事者数の時点(年月日)の変更・リスク対策のうち、人手を介在させる作業及び最も優先度が高いと考えられる対策について追記
11	番号利用法 別表56の項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務	児童扶養手当システム	0	R1.11.12		基礎				子ども家庭課	・個人番号の利用及び情報提供ネットワークシステムによる情報連携に係る法令上の根拠の変更・対象人数及び取扱従事者数の時点(年月日)の変更・リスク対策のうち、人手を介在させる作業及び最も優先度が高いと考えられる対策について追記・その他軽徴な時点変更
14	番号利用法 別表66の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手 当の支給に関する事務	特別児童扶養手当システム	0	R1.11.12		基礎				子ども家庭課	・個人番号の利用及び情報提供ネットワークシステムによる情報連携に係る法令上の根拠の変更・対象人数及び取扱従事者数の時点(年月日)の変更・リスク対策のうち、人手を介在させる作業及び最も優先度が高いと考えられる対策について追記・その他軽微な時点変更
15	番号利用法 別表117の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費(精神通院医療)の支給に関する事務	通院医療費公費負担制度電算システム	0	R1.11.12		基礎				精神保健福祉センター	・個人番号の利用及び情報提供ネットワークシステムによる情報連携に係る法令上の根拠の変更・対象人数及び取扱従事者数の時点(年月日)の変更・リスク対策のうち、人手を介在させる作業及び最も優先度が高いと考えられる対策について追記

【教育委員会】

評価書番号	法令上の	事務の名称	システムの名称	情報	基礎項目評価		重点項目/全項目評価		- 備考	担当部署	今回の再実施における変更箇所	
番号	番号 根拠 事務の名称		ノハノムの石が	連携	前回実施日	次回実施予定日	しきい値判断	前回実施日	次回実施予定日)III 45	担크마者	7四77円大肥に6317公友文画771
	な し											